

くらしのお知らせや
イベント情報などを掲載します

市役所の電話番号

☎・・・お知らせ端末の電話番号
市内局番+下4ケタ(同番号)

本庁(総務課)	☎22-3111	☎55・56
内牧支所	☎32-1111	☎55・58
波野支所	☎24-2001	☎24
(水道分室)	☎24-2003	☎24
財政課	☎22-3204	
企画振興課	☎22-3169	
情報課	☎22-3253	☎55
税務課	☎22-3148	☎55・56
(地籍調査係)	☎22-3264	
市民環境課	☎22-3135	☎55
人権啓発課	☎22-3206	
健康福祉課(福祉事務所)	☎22-3167	☎55・57
保健センター	☎22-5088	☎55・56
高齢者支援課	☎22-3145	☎55・56
農政課	☎22-3274	
商工観光課	☎22-3174	
建設課	☎22-3187	
下水道課	☎32-3200	☎32・55
会計課	☎22-3284	
議会事務局	☎22-3279	
水道課	☎22-3196	
教育課	☎22-3229	☎55
監査委員事務局	☎22-3240	
農業委員会事務局	☎22-3254	
選挙管理委員会事務局	☎22-3239	

市役所のホームページ

パソコンから <http://www.city.aso.kumamoto.jp/>
携帯電話から <http://www.city.aso.kumamoto.jp/kt/>

防災情報確認

阿蘇安心安全ネットワークシステム
▶ <https://www.aso-anzen.jp/>(パソコン)
▶ <https://www.aso-anzen.jp/app-frontmb/>(携帯電話)
熊本県統合型防災情報システム
<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/>
熊本県雨量・気象情報(携帯電話)
<http://kumamoto.wni.co.jp/i/>

人の動き (H23.11.30現在)

人口 **28,564** 人 (前月から**18**人↓)
男 **13,474** 人 (前月から**4**人↓)
女 **15,090** 人 (前月から**14**人↓)
世帯数 **11,081** 戸 (前月から**7**戸↑)

お知らせ

モルモットの里親を探しています!



内牧の遊具公園「あそ☆ピバ」で、かわいいモルモットの仲間がたくさ
んできました。
ただ、「あそ☆ピバ」の飼育小屋も少し手狭になってきましたので、可愛がって世話をしてくれる方に無償で提供させていただきます。モルモットを大切に可愛がっ

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫 国民生活事業)

ていただける方は、お手数ですが「あそ☆ピバ」管理事務所(☎32・5011)までお問い合わせください。
なお、これから寒くなりますので、できれば家(建物等)の中で飼っていただける方を歓迎します。

高校、大学等への入学時、在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。学生・生徒お一人につき300万円以内を、固定金利(年2.55%)〔母子家庭の方は年2.15%〕〔平成23年11月30日〕で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることが出来ます。詳しく

交通災害見舞金

交通災害による見舞金を受けられます。

- 掛金 市が全額負担していますので、各個人の掛金はゼロ円です。



- 見舞金請求期限 事故日から1年以内

●見舞金額

- ①死亡の場合 [100,000円]
- ②180日以上の治療を要した傷害の場合 [50,000円]
- ③90日以上の治療を要した傷害の場合 [30,000円]
- ④30日以上の治療を要した傷害の場合 [15,000円]
- ⑤10日以上の治療を要した傷害の場合 [10,000円]
- 問い合わせ 総務課防災交通係 ☎22・3111

ドクターヘリが運航を
開始します！

救急医療体制の強化策として、1月16日(日)にドクターヘリ(基地病院：熊本赤十字病院)の運航開始を予定しており、現在、救急搬送を担っている県防災消防ヘリ「ひばり」と連携し、2機で救急医療活動を行う体制をつくります。

●知っていただきたいこと

・一般の方がヘリを呼ぶことはできません。119番で連絡を受けた消防機関が、患者のけがや病気の状況などから、ヘリで運ぶ必要があると判断した場合に呼ぶこととなります。

・ヘリでの移動にかかった費用を支払う必要はありませんが、出動した医師などが行う治療に要する費用は支払が必要となります。

・ヘリが飛来した際には、危険ですので、近寄らず、消防機関の指示に従ってください。

●問い合わせ (ドクターヘリ)

熊本赤十字病院建築推進室 ☎
096・384・2111
(ヘリ救急搬送体制) 熊本県
医療政策課 ☎096・333
・2246

民法等の一部改正と
新しい親権制限の制度

～児童虐待を防ぐために～

●民法改正の概要

民法において、親権停止制度が創設され、併せて親権喪失や管理権喪失の原因も見直し、子の利益が害されている場合には親権を制限できることになりました。また、親権を制限した後の、子の安定した監護を実現するために、未成年後見制度も見直されました。

このほか、親権者は子の利益のために監護教育をすべきことが明確化されました。

●親権停止制度とは

2年以内の期間に限って親権を行うことができないようになる制度です。これにより比較的程度の軽い事案でも、必要に応じて親権を制限できることになりました。

●親権停止の審判請求

親権停止の審判請求は、子の親族、検察官のほか、協力してくれる親族がない場合等でも迅速に親権停止の審判を請求できるように、子自身や未成年後見人等にも請求権が与えられました。また、児童福祉法の改正

により、児童相談所長も請求できることとされました。

なお、親権喪失や管理権喪失の審判の請求権者も親権停止の審判と同様となりました。

●未成年後見制度の見直し

未成年後見人は複数でもよいこととされ、また、法人を未成年後見人に選任することができるようになりました。

これまででは、未成年後見人の職務を一人で行うのは負担が大ききなどの理由で、なり手が見つかりにくい状況にありました。この改正によって、適切な未成年後見人を確保できるようになることが期待されています。

●離婚後の子の監護に関する事項

離婚後の子の監護について必要な事項の具体例として、面会交流や養育費の分担が明示され、子の監護について必要な事項を定める際は、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」との理念が明記されました。

●問い合わせ

熊本家庭裁判所総務課庶務係
☎096・206・5147

民法等の一部改正と新しい親権制限の制度

塗装・防水工事・メンテナンスまで

株式会社 井上

〒869-2302熊本県阿蘇市三久保448番地22
web <http://www.aso-inoue.com/>
E-mail info@aso-inoue.com
受付 平日 9:00~18:00
※土日祝日は事前連絡によりOK

とにかくご相談を

御見積・技術の提案

なっとく 施工

メンテナンス

快適生活のご提供

—見積無料—

屋根・外壁塗装・塀・建具・家具
雨漏れ調査・防水全般・リフォーム

0967-32-1501

県有地を売却します

熊本県では、次の売却物件(土地)の購入申込みを受け付けています。購入を希望される場合は、熊本県総務部総務事務局管財課へお申し込みください。

売却物件

物件名	阿蘇清峰高校教職員住宅 (C)		
所在等	所在	阿蘇市一の宮町宮地字池尻2209番・2210番合併	
	地目	宅地	
	地積	779.27㎡(約235坪)	
売却価格	7,950,000円		

- 受付期間 5月31日困まで(郵送可、必着)※土曜、日曜、祝日等熊本県の閉庁日は除きます。
- 受付時間 午前9時から午後5時まで
- 受付場所 熊本県総務部総務事務局管財課(熊本県庁行政棟本館2階)

● 申込方法 「県有財産購入申込書」に添付書類を添えてお申し込みください。

● 問い合わせ 熊本県総務部総務事務局管財課 ☎096・333・2122

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。使用者も、労働者も必ずチェックしてください。



● 地域別最低賃金

▼ 熊本県最低賃金(647円(時間額))

● 産業別最低賃金

- ▼ 紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業(5,176円(日額)、647円(時間額))
- ▼ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(704円(時間額))
- ▼ 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業(753円(時間額))
- ▼ 百貨店、総合スーパー(698円(時間額))

詳しいお問い合わせは、熊本労働局労働基準部賃金室(☎096・355・3202)までお尋ねください。

相談

全国一斉! 法務局休日相談所

相談内容(相続・遺言、不動産登記、戸籍、供託、人権に関する事項など)に法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。

● とき 2月12日(日)、午前10時〜午後4時まで

● ところ 熊本地方法務局阿蘇大津支局

● お問い合わせ 熊本地方法務局阿蘇大津支局 ☎096・293・2272

無料登記相談所を開設します

● とき 毎月第3木曜、午前10時〜午後3時まで

● ところ 市役所2階会議室

● 相談担当者 熊本地方法務局職員

● 相談内容 土地・建物等の売買・贈与・相続等の登記に関すること

● お問い合わせ 熊本地方法務局総務課 ☎096・364・2145

法律問題のトラブルを解決します! まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間: 平日10時~17時(予約制) TEL: 0967-22-5223
*土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

- ・一般相談料 30分1050円
- ・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 関塚明子(せきづか あきこ)
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203(阿蘇市商工会一の宮支所となり)

